

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第10回瑞穂町行政評価委員会
開 催 日 時	平成26年7月3日(木) 午前10時から午前11時40分まで
開 催 場 所	瑞穂町役場3階 委員会室
出 席 者	出席者：村山委員長、木村委員、栗原委員、中村委員 説明員 【選挙啓発事務】：関根総務課長、小林総務係長 【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】：佐久間税務課長、宇尾野主任 【特定健康診査・特定保健指導】：福井健康課長、鳥海特定健診係長 事務局：村山企画課長、高橋企画係長、企画係渡辺
配 布 資 料	事前配布資料 ・平成25年度事務事業評価シート 【選挙啓発事務】 【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】 【特定健康診査・特定保健指導】 ・瑞穂町選挙に関する町民意識調査報告書 ・選挙に関する町民意識調査について ・特定健康診査の受診率向上策について ・瑞穂町特定健康診査のご案内
議 題	1 開 会 2 議 題 (1) 平成25年度事務事業評価シートの外部評価について ① 【選挙啓発事務】 ② 【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】 ③ 【特定健康診査・特定保健指導】 3 その他
傍 聴 者	なし
審 議 経 過	1 開会 ※村山委員長から会議公開についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 (1) 平成25年度事務事業評価シートの外部評価について (村山企画課長) ※審査に入る前に、事務局より資料の確認及び事務事業外部評価の目的について説明があった。 ① 【選挙啓発事務】 ※説明員から平成25年度事務事業評価シート【選挙啓発事務】に基づ

き、事業概要の説明があった。

○事前意見及び質問並びに説明員の回答

(湊委員)

選挙に関する町民意識調査の結果を踏まえ、今後どのように反映されるのか。また、投票率を上げるには電子投票が有効と考えるが、導入について検討されているか。

(関根総務課長)

選挙に関する町民意識調査から、「関心度が中」、「関心度が低い」層の方々は、「適当な候補者がいなければ棄権するのもやむをえない」44.0%、「争点のはっきりしない選挙には行っても仕方がない」39.9%であり、選挙自体が魅力あるものとなり、関心度が上がらなければ投票率の向上は望めないと考えている。

電子投票は、集計における電子投票、投票行為に関する電子投票（タッチパネル）、ネットワークを利用して遠隔地から電子投票の3種類がある。公職選挙法上、条例で定めれば電子投票を行う事は可能で、全国的に導入されている自治体もある。ただ、機器のトラブル等により廃止した自治体の事例もある。現在瑞穂町では導入する予定はない。しかし、人件費の削減や効率的な電子投票などが普及されてくれば、導入を考えていかなければいけないと感じている。

(中村委員)

瑞穂町選挙管理委員会は今日まで、主管大臣又は中央選管から選挙に関する常時啓発事業の委託を受けて、選挙管理委員会自身が活動した実績はあるか。また委託を受けていれば、常時啓発事業の活動はどのようなものか。

選挙管理委員会は、委託事業について、速やかに選挙結果の報告義務があるが、報告結果に基づき啓発活動が投票率の向上に貢献した事例はあるか。

(関根総務課長)

主管大臣や中央選管から、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けていないため、報告義務はない。なお、委託は受けていないが選挙管理委員会は明るい選挙推進協議会として成人式や夏祭りなどで常時啓発事業を行っている。また、啓発活動が投票率の向上に貢献したかどうかについては「瑞穂町選挙に関する町民意識調査報告書」にあるとおり、選挙の関心度など様々な状況に影響されるため、啓発活動により投票率が向上したかどうかについての判断は難しいと考える。

(栗原委員)

期日前投票所の増設を検討する必要があると査定欄にはあるが、現段階で具体的な場所は検討されているのか。また投票所の増設の考えはあるか。

「明るい選挙推進協議会」とはどういった方か。期日前投票所などにい

る方か。

ポスターコンクール以外の小中学生への啓発事業はあるか。

(関根総務課長)

現在、町では3か所の期日前投票所を設けている。人口規模を考えると、標準以上の数と考える。また期日前投票所を増設しても大きく投票率が変わるとは考えにくく、費用も増大してしまうと考えている。

投票所の投票箱の前に、投票管理者がいる。その両脇にいるのが投票立会人であるが、その両人を明るい選挙推進協議会の委員にお願いしている。入場整理券を選挙人名簿に照合する者は、臨時職員として雇用している。

ポスターコンクール以外は特に啓発事業は行っていない。

○質問及び意見、説明員の回答

(木村委員)

入場整理券が無くても投票できるのか。紛失した場合も大丈夫なのか。

(関根総務課長)

入場整理券が無くても投票できる。

選挙の告示があつてからでないと入場整理券を送付できないため、入場整理券が手元に届く前に期日前投票所で投票する方もいる。その場合は、投票所で宣誓書を記入し、選挙人名簿と照合する。その後、本人確認後に投票することができる。入場整理券を紛失した場合も同様の手続きで投票できる。

また、選挙当日は、投票所で入場整理券を再発行するので、入場整理券を持参しなくても投票できる。

(中村委員)

選挙管理委員会委員が、選挙に関する町民意識調査を首長に報告し、選挙管理委員会は、今後何をするのか見えてこない。国民の義務として、選挙権を行使するために選挙管理委員会は何をしているのか。法的な問題もあるが、意識調査をしても、選挙を行わせる為の強制力がない。

(村山企画課長)

選挙管理委員会委員の方は、選挙が適正に行われるかどうか、最高の責任者であり、監視している。委員が積極的に前に出て、選挙啓発を行う事はしていない。

(栗原委員)

投票所で、従事者の方たちの態度に不快を感じ、次回からの投票を控えようとする人達を知っている。従事者の方も大変だが、気をつけていただきたい。

(関根総務課長)

期日前の場合だと、投票者が投票所内に居ない時間が長い事もあるが、私語を慎むよう指導する。

②【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】

※説明員から平成25年度事務事業評価シート【町税・国保税・介護保険料等の徴収に関する事務】に基づき、事業概要の説明があった。

○事前意見及び質問並びに説明員の回答

(湊委員)

平成25年度よりコンビニエンスストア納付ができるようになり、それ以前と収納率の比較はどうなったか。

納付方法別の収納率があれば教えてもらいたい。

(佐久間税務課長)

平成24年度と平成25年度の収納率を比べると、若干増となったが、コンビニエンスストアで24時間どこでも納付できるよう納税環境の整備をすすめ、一つの要因となっていると考えている。

また納付方法別の収納率は、口座振替の納付率は約96%、その他の納付方法は、口座振替が不能で納付書で納める、窓口で納付書を再発行して納めるなど、納付方法がそれぞれ異なる為、集計は出来ていない。

(栗原委員)

町税・国保税などの滞納者の実数は。即時欠損はどういう状況か。また新たな滞納処分等を検討されているか。

(佐久間税務課長)

滞納者の実数は、各税目で人数をカウントしている。延人数にすると平成24年度10,461人。平成23年度10,223人。平成22年度14,031人。平成25年7月現在の実数は約2,600人となっている。

即時欠損の場合とは、特例的なものである。一例を挙げると、事業所などが破産した場合、事業所の財産調査を行い明らかに財産が無い場合は即時欠損となり、直ちに不能欠損処理する場合がある。

新たな滞納処分等の方法については、平成25年度から東京都の協力の下、青梅市、福生市、あきる野市の3市で捜索業務のサポート事業が始まり、瑞穂町も本年度から加わった。滞納者宅に相互で職員を派遣し、合同で捜索を行う。発見した財産については公売にかけ、税金に充当する。このサポート事業に参加し、収納率の向上と職員のスキルアップにつなげる。

○質問及び意見、説明員の回答

(村山委員長)

不動産や動産の差し押さえは具体的にどのようにしているのか。

(佐久間税務課長)

不動産については、交渉後、分納誓約を促すが、同時に登記簿を手続きし差し押さえをする。動産については、特にオートバイ、自動車とあるが、タイヤロックをかける。その後、納付がないようであれば公売にか

け、税金に充当する。

(中村委員)

国民健康保険税について、低所得者層の納付率は。所得階層別で収納率はあるか。

(佐久間税務課長)

所得階層別の収納率は把握していない。国民健康保険税は所得が低くても均等割がある。低所得者層についても、状況を聞き、納期を多く設けて年度内で納付するよう対応している。

(木村委員)

年度ごとに、収納率の目標を定めているか。

(佐久間税務課長)

平成25年度については、町税については96%、国民健康保険税については78%の収納率と目標を定めている。

③【特定健康診査・特定保健指導】

※説明員から平成25年度事務事業評価シート【特定健康診査・特定保健指導】に基づき、事業概要の説明があった。

○事前意見及び質問並びに説明員の回答

(湊委員)

健診など、予約を入れた場合、ハガキなどで受診日を再確認できるものが医療機関より届くと忘れることは減るのではないか。

また、各種のがん検診と併せることで受診率は上がると考える。

(鳥海特定健診係長)

医療機関から連絡や通知があることは、受診勧奨として非常に有効であると考え。ただし、特定健康診査を委託している医療機関では、事前予約が必要な医療機関と必要ではない医療機関がある。特定健康診査を受診する方への対応については、各医療機関に任せている。

各種がん検診と特定健康診査を併せる事について、同時受診できる事は、受診率向上につながると考える。町では、特定健康診査と胃がん肺がん検診の同時受診を行っており、受診率が上がる事業だと考えている。平成25年度は武蔵野コミュニティセンターと保健センターで、特定健康診査の集団健診実施時にがん検診との同時受診を実施した。

(栗原委員)

特定保健指導実施率が、平成23年度、平成24年度の落ち込んでいる理由は。

特定保健指導の対象者はどういうリスクの人が多いのか。また、ジェネリック医薬品の勧奨はされているか。

(鳥海特定健診係長)

実施率を上げるために、該当者へお知らせの方法等を再検討しなければならないと感じている。毎年継続して、特定健康診査を受診しない方や、一度保健指導を受けたため、その後の呼びかけに応じてもらえない方がいることも理由としてあげられる。また、現在、健康であるから、特定健康診査受診の必要性を感じていない方が多い事も理由の一つであると考えている。

町の、特定健康診査では、主に、心臓病や脳卒中、糖尿病の予防を目的としている。脂物の食事、運動不足、過度の飲酒、喫煙などから影響を受ける値として、腹囲、空腹時血糖値、脂質、血圧などの値を基に、特定保健指導の対象者を決めている。受診者に特定健康診査結果報告書と健診結果チェックガイドを渡している。また、町の独自事業として、慢性腎臓病予防講座や糖尿病予防講座も開催している。

ジェネリック医薬品の勧奨については、担当は住民課だが、確認ができた範囲で報告する。個人の医療費の負担軽減や保健財政における医療費の適正化に、大きく貢献するものであると認識している。国民健康保険担当課では、ジェネリック医薬品の差額通知を年3回送付している。

また、町医師会、町歯科医師会に当事業の協力を依頼している。

○質問及び説明員の回答

(村山委員長)

40歳から74歳までの町の人口は。また国民健康保険の加入者以外は把握しているのか。

(福井健康課長)

その対象年齢の人口は今、資料がない。また、町は国民健康保険者となるので、お知らせなどを通知している。それ以外の方は、町の方では掴めていない。

(栗原委員)

特定健康診査後、どのような基準で勧奨の通知が出るのか。

(福井健康課長)

メタボリックシンドロームの判定基準で、腹囲、血糖、脂質、血圧などの数値基準を設けている。その基準値を超えた方に、特定保健指導を行う。

(栗原委員)

特定保健指導を受診する方の実数は。

(福井健康課長)

平成25年度の場合、特定保健指導対象で「積極的支援」該当者は約100名いる。しかし全員に保健指導を受けてもらっていない。

町の独自の事業ではあるが、特定保健指導対象外の方たちに、独自の基準を設け、町の保健師がそれぞれ電話指導をしている事業がある。

3 その他

(高橋企画係長)

その他に、栗原委員から町の給食費の未収状況について質問があった。一部事務組合である羽村・瑞穂地区学校給食組合で給食費を管理している。町は7校の小・中学校がある。平成24年度の決算確定数値で、全体で99.21%、小学校全体で99.54%、中学校全体で98.63%の給食費を収納している状況である。

閉会 午前11時40分